

住民基本台帳の閲覧制度に係る改正経緯

1 住民登録法（昭和26年6月8日法律第218号）

何人でも、住民票の閲覧を請求できるとされていた。

（閲覧、謄本、抄本、証明）

第10条 何人でも、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票に記載した事項に関する証明についても、同様である。

2（略）

2 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）

（1）法制定時

基本的に何人でも市町村長に対して、住民基本台帳の閲覧を請求できるとされていた。

（住民基本台帳の閲覧）

第11条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 市町村長は、執務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り、前項の請求を拒むことができる。

（2）昭和60年法律第76号による改正

請求者に、閲覧を請求する理由を具体的に明らかにすることとされた。

請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができるとされた。

閲覧の対象を、住民基本台帳の写し又は住民票の記載事項のうち一部のみを記載した住民基本台帳の一部の写し（注）に代えることができるとされた。

（注） 住民基本台帳の一部の写しの記載事項は、政令で、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4事項とされた。

（住民基本台帳の閲覧）

第11条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りではない。

3 市町村長は、第1項の請求に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳に代えて、住民基本台帳又はその一部の写し（第6条第3項の規定により磁気テープをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあっては、当該住民基本台帳又はその一部に記録されている事項を記載した書類。第44条において同じ。）を閲覧に供することができる。

4 市町村長は、第1項の請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は住民基本台帳の閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

(3) 平成 11 年法律第 133 号による改正

閲覧の対象を、住民基本台帳の一部の写し(氏名、出生の年月日、男女の別、住所の 4 事項)に限ることとされた。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第 11 条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあっては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第 50 条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りではない。

3 市町村長は、第 1 項の請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は住民基本台帳の閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。